コンタクトレンズの処方の指針(全年齢)

● コンタクトレンズ処方ご希望の方へ

来院の際は、**必ず保険証**を持参してください。また、お持ちの眼鏡も持参してください。

● コンタクトレンズ検査料について

当クリニックは一般眼科であるため、コンタクトレンズ装用を目的に受診された場合「コンタクトレンズ検査料1(200点)」が算定されます。ただし、目に病気が発症していてコンタクトレンズ装用が不可能である、もしくは医学的に中止する必要がある場合や、網膜疾患や緑内障など目の奥に疾患がある場合は「コンタクトレンズ検査料1(200点)」ではなく、通常の眼科学的検査の項目が算定されます。

● 当クリニックで処方するコンタクトレンズの種類について

当クリニックで採用している近視用もしくは近視・乱視用の使い捨てソフトコンタクトレンズのみ処方できます。1day, 2weeek のタイプを対象とします。採用しているコンタクトレンズの種類については「採用コンタクトレンズ一覧」をご参照ください。「採用コンタクトレンズ一覧」に記載のないコンタクトレンズ、ハードコンタクトレンズ、使い捨てではない長期使用ソフトコンタクトレンズ、遠近両用のソフトコンタクトレンズ、遠視用ソフトコンタクトレンズは処方対象ではありません。

コンタクトレンズ購入について

当クリニックで購入可能です。コンタクトレンズの在庫は常備しておりません。当クリニックで購入する場合は、入荷して受け取りまでお時間がかかることをご了承ください。必要に応じて処方箋発行のみご希望の場合も対応可能です。購入・処方箋のいずれであっても<u>3か月分まで</u>となりますのでご注意ください。 購入方法は、「当院への取り寄せ」「自宅への直送」「処方箋発行による外部での購入」の3通りとなります。

● コンタクトレンズ処方の受診について

ソフトコンタクトレンズ装用が初めての方は予約制とさせていただきます。事前にお電話でご予約してから来 院してください。これまでソフトコンタクトレンズを装用された経験のある方は予約なしでも対応可能です。

● コンタクトレンズ処方時における眼鏡との関係について

コンタクトレンズは高度管理医療機器に分類されます。高度管理医療機器に分類されている理由は、副作用や機能障害が生じた場合人体へのリスクが高いからです。使用方法によっては失明の危険性もあります。目の状況によっては、医師からコンタクトレンズの装用を禁止されることもあります。そのような際に「合っている眼鏡は無いから」や「眼鏡はあまり見えないから」と言ってコンタクトレンズ装用を継続する方が散見されます。高度管理医療機器の観点からこのような事は医学的に許されるものではありません。コンタクトレンズを処方する際には、目の状況によってはコンタクトレンズ装用が不可能になる場合もあるため、必ず合っている眼鏡を持っていることが条件となります。もし、合っている眼鏡が無い場合は、先に眼鏡処方が必要になります。コンタクトレンズ装用の方には、コンタクトレンズは眼鏡の代用品であるということをご理解の程お願いします。

● 処方対象の年齢について

未成年にも処方します。未成年で処方希望の方は「コンタクトレンズ処方の指針(未成年)」をご参照下さい。